

(参考資料4)

食品安全委員会ホームページに寄せられた主なご意見

意見募集期間:平成15年11月6日～21日

主 な ご 意 見	回答者の区分
従来の評価基準は、WHO/FAOやOECDの専門家会議の提言にも合致しており、科学的信頼性が高く、国際的にも支持されるものである。新基準はこれを大きく逸脱するものにならないことを望む。	団体、企業
新基準は、コーデックス総会で定められた遺伝子組換え食品の国際基準との整合性を図るべき。	団体、企業
新基準は科学的な基準に基づいたものとし、基準策定によって組換え農作物の開発・利用を不適切に阻害することがないように配慮すべき。	団体、企業
栽培国、開発国でコーデックスの審査基準に則って安全性が認められている遺伝子組換え食品等で我が国においては審査が終了していないものについては、たとえ輸入の際に少量の混入が起こったとしても安全上問題となる可能性は極めて低い、この点について検討し、見解を示してほしい。	企業
国際基準に定められていない品目、たとえば食品添加物、加工助剤、酵素については従来の日本の基準でよい。	企業
組換えDNA技術によって得られた非病原性の微生物自体を含有する食品もしくは飼料またはその添加物が審査対象から除去される理由について説明する必要がある。	個人
酵素などの食品添加物は食品ではない。ほとんどの食品加工に使用される酵素は、製造過程に除去されるか、ごく微量しか使用しない。使用実態に配慮した基準にしてほしい。	個人
従来からセルフクローニングと見なされてきた手法は今後も遺伝子組換えとみなさずに、安全性審査の対象外としてほしい。セルフクローニング、ナチュラルオカレンスの定義をもう少し明確にし、その適用範囲を拡大してほしい。(本基準の対象外となる組換えDNA技術の定義を明確にしてほしい。)	企業、個人
セルフクローニングは、異種遺伝子を外部から持ち込まずに生物の遺伝的性質を変化させる点で、従来からの育種法の範疇に入る。セルフクローニングの条件に基づいて遺伝子組換え操作を行った結果、得られた生物を組換え体とみなさない厚生労働省の審査基準は妥当。	個人、研究者
既に安全性が確認されている組換え品種同士の掛け合わせによって得られた品種については、薬事・食品衛生審議会での「代謝経路が相互に影響しあわない限り、特に問題とはならない」との結論に即した審査を今後行うべき。	団体、企業
GM食品に関して、我が国でどのようなものが認可されているのかをわかりやすく情報公開することが必要。	個人
新評価基準が整うまでの間、個別の審査が滞ることは、許認可状況の国際的整合性を失うおそれがあるので回避されるべき。個別品目については早期に個別審査を再開し、迅速な審査を行い、現在の許認可状況の国際的不整合を正してほしい。	団体、企業
一旦安全性が確認されても、その後の栽培環境によっては、何らかの変化を起こす可能性も否定できない。ベクターが病原性を獲得する、導入遺伝子の不活化などの問題があるといわれている。安全性評価は認可のために一度行うだけでなく、定期的に行われることを望む。	個人
動物と人間は全く同じではなく、人体にとって有害なものが動物実験では証明されない場合もある。どのような試験方法で安全性が証明できるのか。遺伝子組換え食品自体に反対する。	個人
現行の基準は、遺伝子の組込み前後における変化についてのチェックが甘く、予測不能な事態に対処できない。組換え前後の変化については、遺伝情報、成分、宿主の生活史等すべてを把握してほしい。現状での主要成分での曖昧な比較や、外見に現れた変化の曖昧な比較によって十分とするべきではない。	個人

注) 本表は、意見募集期間中に回答が寄せられた14名の方のご意見について、分類して取りまとめたものです。